

(仮称) 加古川市子ども・子育て支援事業計画の構成内容 (案)

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

- ・計画策定の趣旨

⇒我が国の少子化の進行や、子ども・子育て家庭を取り巻く厳しい環境の変化の中で、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立した趣旨に則り、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として本計画を策定するものとする。

2. 計画の位置づけ

- ・本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業」として策定する。

- ・関連計画との整合

⇒加古川市総合計画、加古川市地域福祉計画、加古川市母子家庭等自立促進計画、加古川市男女共同参画行動計画など、相互に関連する他の計画と整合性をもったものとする。

3. 計画の期間

- ・本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度がスタートする平成27年度から平成31年度までの、5年間の計画とする。

4. 計画の対象

- ・子ども・子育て支援新制度では、地域及び社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を保障するという社会全体の目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とする。

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 少子化の現状 (または「少子化の動向」)

- ・我が国の少子化の現状 (出生数、合計特殊出生率 等)
- ・本市の現状等の動向 (人口、出生数、合計特殊出生率、世帯数 等)

2. 少子化対策の取組み

- ・国の動向
- ・兵庫県の動向
- ・本市の動向

3. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の状況

- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況 等

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

- ・子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子ども・子育て支援法及び法に基づく国の基本指針を踏まえ、本市の基本理念を定める。

2. めざすべき将来像

- ・基本理念とともに、本市がめざすべき将来像について定める

第4章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

- ・「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を通じて共通の区域設定とすることが基本であるが、事業の実施形態や事業展開等が異なる場合は、実態に応じて区分または事業ごとに設定することが可能であることから、子ども・子育て会議で議論いただいたとおり、以下のとおり区域設定を行う。

- 教育・保育、時間外保育事業（延長保育事業）・・・3区域

- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）・・・28区域（小学校区単位）

- その他の地域子ども・子育て支援事業（延長保育・児童クラブ以外）・・・1区域（市内全域）

2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・各区域における、教育・保育の認定区分（1～3号）及び年齢区分（0歳、1～2歳、3～5歳）ごとの「教育・保育」の量の見込みを、27～31年度の年度ごとに推計する。
- ・待機児童の多い満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定児の利用定員数の割合（＝保育利用率）について、現在の利用率及び今後の利用希望を踏まえ、計画期間における目標値を設定。
- ・「教育・保育」の量の見込みに対する提供体制の確保内容及びその実施時期
 - ⇒子ども・子育て支援法では、5年を1期とする計画を策定し、計画最終年度である31年度までに「量の見込み」と「提供体制の確保方策」の差分の解消を行うものとされている。
 - 一方で、「待機児童解消加速化プラン（内閣総理大臣公表）」で発表され、同プランの待機児童解消の目標年次である平成29年度末までに、教育・保育の量の見込みに対応した提供体制の確保方策を定めることとなっている。
- ・国から示された表形式の記載に加え、具体的な確保方策について記載する。

3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ・各事業の、各区域における、27～31年度の年度ごとの量の見込みの推計を記載する。
 - ⇒3区域（延長保育）、28区域（児童クラブ）、1区域（その他）
- ・各事業の、量の見込みに対する提供体制の確保内容及びその実施時期を記載する。
- ・国から示された表形式の記載に加え、個別具体の確保策について記載する。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ・認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載する。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割や提供の必要性等に係る基本的な考え方や、推進方策を定める。
- ・地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進方策を定める。
- ・地域における認定こども園、幼稚園、保育所と、小学校との連携の推進方策を定める。

5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- ・産後休業や育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等の支援策について定める。
- ・教育・保育の量の見込みをもとに、計画的な特定教育・保育施設及び地域型保育事業の整備を行い、育児休業満了時（原則1歳到達時）から教育・保育を円滑に利用できるよう支援策を講じる。

6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携

- ・兵庫県が行う施策との連携に関する事項及び本市の実情に応じた施策を記載する。
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実等

7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- ・都道府県、地域企業、経済団体、労働者団体、民間団体等との相互連携及び地域の実情に応じた取組の推進
- ・労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるよう、労働者・事業主・地域住民への広報・啓発
- ・保育及び児童クラブの充実、ファミリーサポートセンター事業の推進など、多様な働き方に対応した子育て支援の展開

第5章 計画の推進体制（または「計画の推進に向けて」）

1. 計画の推進体制（または「PDCAサイクルの確保」）

- ・子ども・子育て会議による施策の推進に必要な検討
- ・庁内の関係部局で構成する「関係部局会議」や「実務担当者会議」を開催し、計画に基づく施策の推進に必要な事項の検討

2. 計画の達成状況の点検及び評価

- ・子ども・子育て会議や庁内の実務担当者会議等により、各年度における、計画に基づく施策の実施状況等の点検・評価を実施し、結果を公表するとともに、その対策を実施する。
- ・法の施行後、認定区分ごとの人数が量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年（平成29年度）を目安として、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第6章 参考資料等